

## 第24回総会記念講演

# 森島昭夫さん、自らの人生を語る!!

代表世話人 森島 昭夫

《 ひとりの教師のとの出会いが人生を変えた 》

私は朝鮮半島のピョンヤンの生まれです。父は滋賀県出身で、若い頃ピョンヤンの小間物店で働き、呉服店を営むようになり、母と姉の4人暮らしでした。私は軍国少年で、国民学校の3年になると、軍事教練が始まり、級長の私は小さなサーベルで指揮をさせられました。

しかし、終戦で生活は一変しました。徴兵で今のソウルの部隊に配属されていた父は、米ソが38度線を封鎖して戻って来られない。私たちは自宅を没収され、他の数家族と一緒に小さな家に移り住みました。私の家族は朝鮮の人たちと仲が良く、かばってもらいました。母はソ連将校のメイドをし、将校の妻に食べ物を分けてもらってしのぎました。子ども心に、戦争はいかに人間を卑しくするか、国家の庇護がないと悲惨かを焼き付けられました。

1946年5月、何家族かでソ連の将校を買収し、トラックで38度線に向かいました。でも途中で車を降ろされました。山道を歩くと朝鮮人が待ち伏せていて「関所代をよこせ」といわれ、背広や着物を渡して通り抜けました。ソウルからジンセン、そして船で日本に帰りましたが、コレラで幾人も亡くなり、海に投げ込まれました。

群馬県沼田市の母の実家に行くと、一足先に父が帰国していました。でも、食べていけないため、東京なら何とかなると、一家で東京都墨田区の京島にあった小さなめっき工場の片隅を借り、板で囲って暮らし始めました。父と私はたばこの闇屋をしました。父は一生懸命働くのに報われない。なんて不公平な社会なんだと思いました。

私は1年遅れで小学校の5年に復学しました。しかし、周りの子はみんな学力が足りず、私が



教師役を務めたりしました。そんな頃、担任から「君は法律家になるべきだ。開成中学を受ける」といわれ、合格はしましたが、月謝を払うのが大変で、中学2年になると1年生の家庭教師をさせてもらいました。ハンディを負った人を助きたい、人権を守る裁判官になりたいと考えました。

進学した東大ではセツルメント活動に忙しかったです。困った人のために法律相談や保険、医療といった社会奉仕をするのがセツルメントです。この活動で妻の典子(みちこ)と知り合いました。60年安保のデモにも参加しましたが、私たちの先頭に立った学生らは機動隊が来ると真っ先に逃げ出しました。彼らと議論しても「弱者の見方」「平等の思想」を感じない。左翼活動とは自分が権力を握ったり、金もうけしたりするためなのでは、と懐疑的になりました。

その後、私が裁判官になったとして、社会の役に立つのか疑問を抱き、法を社会科学として探究したくなりました。学生が行う法律相談所の顧問だった助教授の加藤一郎さんに相談すると、「僕は間もなく教授になるから、助手を採れる。僕で良ければどうぞ」といわれました。

## 《四日市公害訴訟勝訴、環境を考える会づくり》

東大助手から名古屋大の助教授に転任し、四日市公害訴訟に出会いました。三重県四日市市のぜんそく患者9人が、コンビナート企業6社と裁判で争っていました。津地裁四日市支部で傍聴すると、原告弁護士に私のゼミの卒業生がいました。「これじゃ勝てないよ」と声をかけると、「手伝ってください」といわれました。被告企業は「どの工場の亜硫酸ガスがどの患者に被害を与えたか立証せよ」と主張しましたが、それは不可能です。そこで民法719条の「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う」が使えないかと考えました。これが1972年に原告が勝訴した判決で採用された共同不法行為です。

その後、「中部の環境を考える会」が生まれます。裁判だけで社会は変えられません。市民運動の広がりが必要ですが、私には組織づくりの素質も時間もありません。でも市民に情報を伝え、問題提起して運動をサポートすることはできるということで、弁護士の野呂汎（ひろし）さんに相談し、82年に弁護士、研究者、市民で考える会をつくりました。代表世話人に選ばれた私は、会報の創刊号に「環境破壊を食い止めるための市民のシンクタンクを目指す」と書きました。会はいまも続いています。

国は73年に公害健康被害補償法を定めました。国が公害汚染地域を指定し、企業から徴収したお金で被害者を救う制度です。

## 《薬害被害の救済制度づくり、PL法の制定》

1966年にハーバード大の大学院に留学しました。アメリカではその頃、弁護士のラルフ・ネーダーが、車の安全性を巡り自動車業界の責任を追及していました。彼が著した「どんなスピードでも自動車は危険だ」を読み、大学院のゼミで製造物責任について勉強しました。

製品の欠陥で人や財産が被害を受けたと証明すれば、会社などに損害賠償を求められるという考えで、企業の立場が圧倒的に強く、消費者運動が脆弱だった当時の日本にはない考え方でした。

帰国後に、アメリカの判例を専門誌で紹介し

たら反響がありました。刑法の藤木英雄東大教授が「国内でも問題になっているんだ。本を出すので手伝ってくれ」といわれました。50年代からスモン、サリドマイドと薬害事件が相次いでいました。藤木さんらと出した「食品・薬害公害 - 消費者主権確立への闘いのすすめ」で、私は製薬会社や食品会社の過失責任について解説しました。

薬害事件は裁判になり、社会問題化しました。スモンは神経障害を起こした人が約1万人。サリドマイドは妊婦のおなかの中にいた子どもに重い障害を引き起こした事件で、被害者は約300人。いずれも被害者が製薬会社と国を訴え、和解しました。

しかし、裁判でお金を手にしても、被害を受けた体が元に戻るわけではありません。公害に関しては、長期にわたって被害者の暮らしを支える公害健康被害補償法が73年にできましたが、薬害は支援体制が整っていません。その後、製薬会社がお金を出してつくる基金で、被害者を救済する法律の制定にかかりました。

また、PL法（製造物責任法）をつくるため、国民生活審議会の消費者政策部会長になりました。EUの主要国が製造物責任を採り入れ、日本も導入すべきだという機運が盛り上がりました。しかし、産業界は「スモンの時、弁護士が被害者を掘り起し、数が膨れ上がった」と猛反対しました。92年の審議会の答申は合意に至らず、翌年に再度議論しました。産業界の委員は「法律はいらない」とかたくな。一方、消費者側の委員は「消費者は何も立証する必要のない仕組みにせよ」と、EUにもない制度を主張します。でも何度も話し合ううち、産業界も消費者側も、決裂させたくないという私の気持ちを徐々に分かってくれ、PL法導入の提言がまとまりました。PL法制定から20年経ちますが、産業界が恐れた訴訟の乱発は杞憂に終わりました。

## 《環境アセスメントの法制化》

公害は事後に対策をとったり、被害者を救済したりするのではなく、未然に防ぐのが重要です。そのための制度が環境影響評価（環境アセスメント）で、事業前に環境への影響を予測し、対策をとる仕組みです。

法制化が進んだ先進国に比べ、日本は環境

庁（現環境省）が何度か法案提出を試みながら、産業界の抵抗で失敗していました。1996年、中央環境審議会の企画制作部会でようやく議論が始まりました。私が部長でした。

経済団体連合会（当時）は「法律ができれば工事がストップする」、電力・鉄鋼業界は「対象から外せ」と主張しました。環境団体や一部の学者は「アセス法で開発が止められる」と打ち出の小槌（こづち）のようなことをいいます。審議会は立場の違う人たちが相手の声に耳を傾け、歩み寄る場です。

私は審議会の外でも、いろんな人に理解を求めました。高校の同級生だった経団連事務総長の内田公三さんに「導入した方が経団連にプラスになる」と説き、東京電力元社長の平岩外四さんにも会いました。力になってくれたのが、元通産事務次官の福川伸次さんと元環境事務次官の清水汪（ひろし）さんでした。二人とも企画政策部会の委員でした。

特に福川さんは経団連を説得し、落としどころを探ってくれました。そして経団連が飲める内容で答申を調整し、部会を開いたのです。調整の蚊帳の外にいた電力側の委員は反対理由を読み上げましたが、こちらは電力側の主張に対する反論まであらかじめ入れた答申案を示し、「電力も対象になります」とし、それで採決となりました。電力側委員のあっけにとられた顔が忘れられません。

99年にアセス法が施行される前、「愛・地球博」（愛知県）の予定地でアセスが先取りして実施されました。愛知県が万国博覧会を誘致した狙いは、名古屋東部地域の住宅開発でした。私は予定地となった里山の自然保護にかかわり、後に反対運動に立ち上がる主婦らを知っていました。鈴木礼治知事（当時）に「環境を旗印に」と訴えると受け入れてくれ、万博を運営する協会のアセス検討会の座長に就きました。アセス法を先取りし、モデルにしようと狙いました。調査・評価項目に地球温暖化や生物多様性を新たに加えました。

《 審議会は役所の「隠れみの」ではいけない 》

審議会はいろんな立場や意見を持った委員が集まります。議論を重ね、合意した内容を答申や報告書にまとめ、それをもとに役所が法案や

政策をつくります。一方で審議会は独立性を備えた存在でもあります。役所に都合のいいことを決める「隠れみの」ではいけません。私が会長を務めていた間は、官僚とのすり合わせをひかえ、距離を保つ運営を心がけました。

1997年の地球温暖化防止京都会議から、オブザーバーとして数々の国際会議に参加しました。EU（欧州連合）や途上国が、国益のために一体で交渉しているのに、日本は環境省と経済産業省が陰で足を引っ張り合う。EUやアメリカの知人から「どっちが本当？」とよく尋ねられました。両省の審議会もこれでは困るので、合同会議を提案し、意思疎通をはかりました。

審議会の委員たちがそれぞれ不満を持ちつつも、最後は「仕方がない」と納得できる結論に持ち込むのが私の仕事だと思ってやってきました。こうした過程を経てできた法律や政策は、一時は批判されても長続きするものです。どうすることが社会に一番いいのか、役所におもねることなく、独立性を持って自分の頭で考え、議論する中央環境審議会になってほしいです。

（以上、総会での記念講演の内容に加えて、2014年4月に5回に分けて連載された朝日新聞の記事『人生の贈りもの 元中央環境審議会長 森島昭夫（79）』を参考に編集させていただきました。）